

イベントの開催の目安（人数上限・収容率）について

別紙

・実際のイベントがA、Bのいずれに該当するかは、大声での歓声、声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要があります。

		A	B
1. イベントの種類		大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合	大声での歓声、声援等が想定される場合
2. イベントの例示（別紙2参照）		例：クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能・演芸、講演会・式典、各種展示会、各種ショーなど（※1）	例：ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベントなど
3. イベント開催の目安		以下の「4. 人数上限の目安及び5. 収容率の目安」により算出した人数の <u>いずれか小さい方を限度</u> とします	
4. 人数上限の目安		① 別紙1の措置 がイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により実施され、その取組の公表が行われる場合 5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方を上限 ② ①に該当しない場合 5,000人を上限	
5. 収容率の目安	(1) 参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる	◎ 感染防止対策(※2)の徹底を前提に収容定員(100%)を上限 ※2：以下の要件を 全て満たす 場合に限る ・当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がないこと(※3) ・個別の参加者に対して感染防止対策(別紙1)の徹底が行われること ・業種別ガイドラインに則った感染防止対策が実施されること ※3：イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明を県に行ってください。この要件を満たさない場合は、Bとして取り扱います。	◎ 異なるグループ又は個人間では座席を1席空けること(同一グループ(5名以内に限る)内では座席等の間隔を設ける必要はない) (収容定員の50%を超える場合もありうる) なお、イベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」に則った感染防止対策(別紙1)の実施とその取組の公表が行われない場合は以下の基準によること 【基準】 ・屋内：5,000人以下、かつ、収容定員の50%以内 ・屋外：5,000人以下、かつ、人と人との距離を十分に確保(できるだけ2m)
	(2) 参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる	◎ 感染防止対策(※2)の徹底を前提に ① 収容定員が設定されている場合 収容定員(100%)を上限 ② 収容定員が設定されていない場合 密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けること	① 収容定員が設定されている場合 収容定員の50%を上限 ② 収容定員が設定されていない場合 十分な人と人との間隔(1m)をとること

※1：イベント中(休憩時間やイベント前後を含む)の食事(菓子等の軽食を含む、飲料を含まない)を伴うものについては、感染リスクを高める懸念があるため、当面の間、「大声での歓声、声援等が想定されるもの」と同様に取り扱います。飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提とするイベントについて、別紙3の条件が全て担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことができます。

・祭り、花火大会、野外フェスティバル等 ・参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない	① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるイベントや参加者の把握が困難なものは、中止を含めて慎重に検討すること →開催する場合は、十分な人と人との間隔(1m)をとることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること 十分な人と人との間隔(1m)が設けられ、かつ、当該間隔の維持が可能であるものは、別紙4を参照 ② 全国的又は広域的な人の移動が見込まれないイベントであって参加者がおおよそ把握できるもの(※4)は、人数制限なし →開催する場合は、感染防止対策(発熱や感冒症状がある者の参加自粛、3密回避、十分な人と人との間隔(1m)、手指消毒、マスク着用など)を講じ、厚生労働省が提供している接触確認アプリ(COCoA)の活用、参加者の連絡先等の把握を徹底すること
---	---

※4：盆踊り等の特定の地域、住民で行われるような地域のお祭りを想定しています。